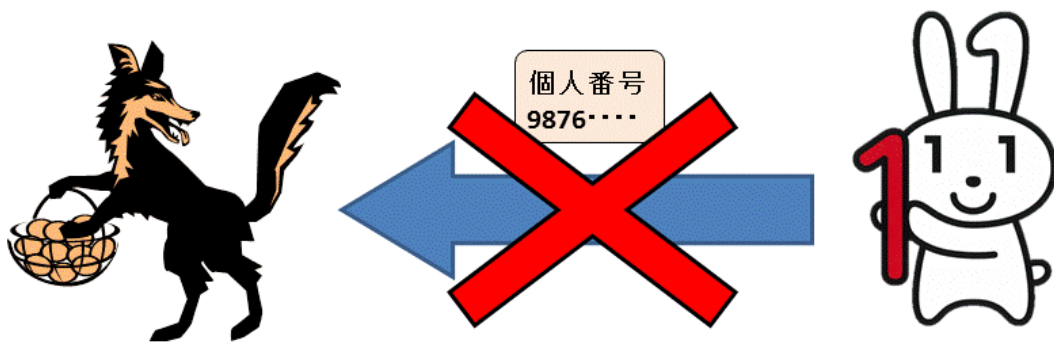


○マイナンバーを他人に提供してもよいのですか？

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の
手続のために行政機関等に提供する場合を除き、
むやみに他人に提供することはできません。



- ・マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の手続のために、国や地方公共団体、勤務先、金融機関、年金・医療保険者などに提供します。
- ・他人のマイナンバーを不正に入手することや、他人のマイナンバーを取り扱う者がマイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを不当に提供することは、処罰の対象となります。

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の手続のために、国や地方公共団体、年金・医療保険者、勤務先、金融機関などに法律に基づいて提供するものです。こうした法律で定められた目的以外にむやみに他人にマイナンバーを提供することはできません。


他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人が、マイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを他人に不当に提供したりすると処罰の対象になります。

○個人情報が一元管理され、外部に漏れるおそれはありませんか？

マイナンバー制度における安心・安全の確保

マイナンバー制度に対する国民の懸念

- 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された**個人情報**が外部に**漏えい**するのではないかといった懸念。
- 個人番号の不正利用等（例：他人の個人番号を用いた**成りすまし**）等により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて**一元管理**されるのではないかといった懸念




制度面における保護措置

- ① 本人確認措置（個人番号の確認・身元（実存）の確認）（番号法第16条）
- ② 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第20条、第28条）
- ③ 特定個人情報の取扱いに関する監督等（番号法第36条～第38条）
- ④ 罰則の強化（番号法第51条～第60条）
- ⑤ マイナポータルによる情報提供等記録の確認（番号法附則第6条第3項）

システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せず、分散管理を実施
- ② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施



個人情報外部に漏れるのではないかと、他人のマイナンバーでなりすましが起こるのではないかと、といった懸念の声もあります。

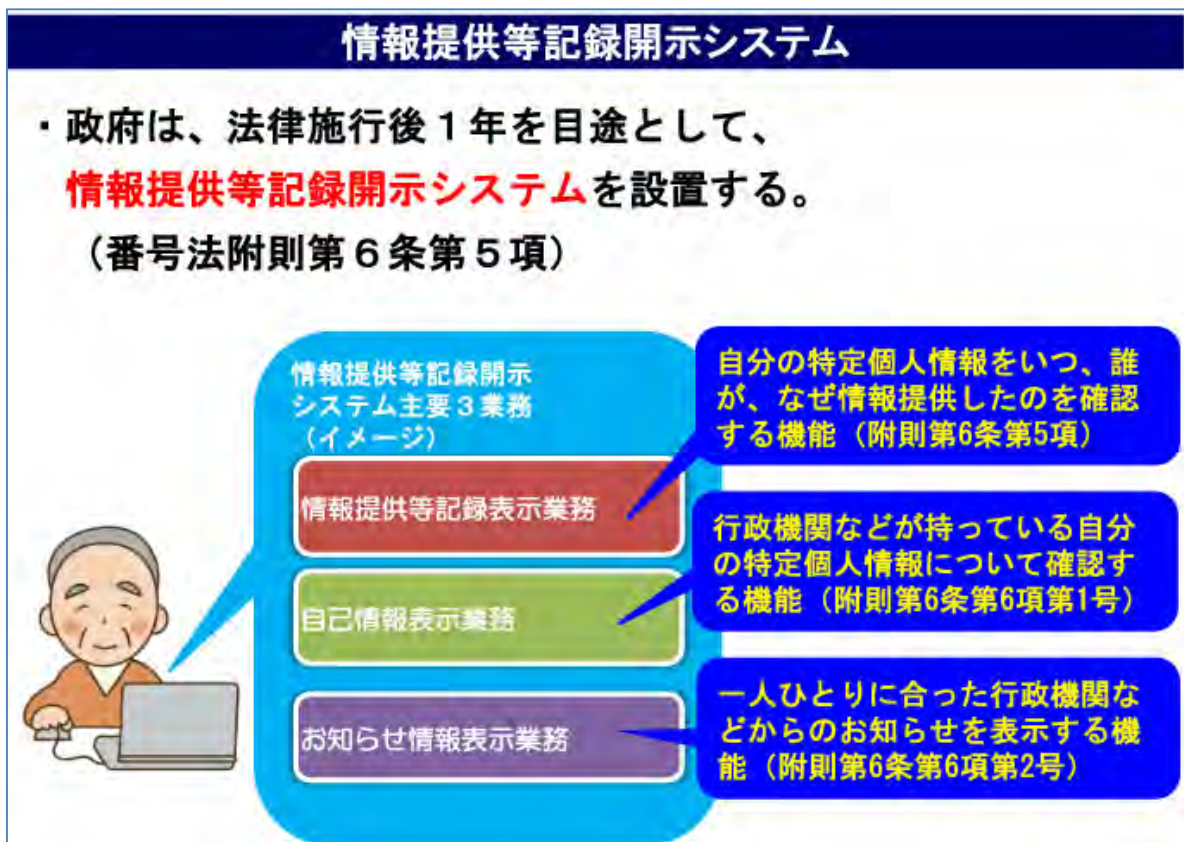
そこで、マイナンバーを安心・安全にご利用いただくために、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための措置を講じています。

制度面の保護措置としては、法律に規定があるものを除いて、マイナンバーを含む個人情報を収集したり、保管したりすることを禁止しています。また、個人情報保護委員会という第三者機関が、マイナンバーが適切に管理されているか監視・監督を行います。さらに法律に違反した場合の罰則も、従来より重くなっています。

次に、システム面の保護措置としては、個人情報を一元管理するのではなく、従来通り、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。また、行政機関の間で情報のやりとりをするときも、マイナンバーを直接使わないようにしたり、システムにアクセスできる人を制限したり、通信する場合は暗号化を行います。

このように個人情報の保護に関して、様々な措置を講じています。

○自分の個人情報がどのようにやりとりされているか確認することはできますか？



情報提供ネットワークシステムを使って自分の個人情報をいつ、誰が、なぜやりとりしたのか、ご自身で確認していただける手段として、平成29年1月から情報提供等記録開示システムが稼働する予定です。

この個人ごとのポータルサイトの機能としては、


- ① 自分の個人情報のやりとりを確認できる機能
- ② 行政機関などが持っている自分の個人情報の内容を確認できる機能
- ③ 行政機関などから一人一人に合った行政サービス等のお知らせが来る機能が入る予定です。

○個人番号カードとは、こういったものですか？

個人番号カードの様式、申請・交付


様式

表面(案)



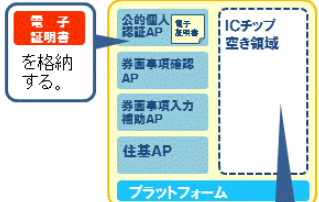
○ おもて面には、住所・氏名・生年月日・性別が記載され、写真が表示され、身分証明書として利用できる。

裏面(案)



○ うら面には、マイナンバーが記載され、マイナンバーを証明することができます。


ICチップ内のAP構成



電子証明書を格納する。

市町村等が用意した独自アプリを搭載するために利用する。

申請・交付

H27年10月	H27年10月～12月	H28年1月～
<div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">マイナンバーの付番</div> 	<div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">マイナンバーの通知とともに、「個人番号カード交付申請書」を全国民に郵送。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。 ◇ スマートフォン等で写真を撮り、オンラインで申請いただくことも可能とする。 </div>	<div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">各市町村から、交付準備ができた旨の通知書を送付。市町村窓口へ来庁いただき、本人確認の上、交付。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 交付手数料については無料。 ◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。 ◇ 更新は20歳以上は10年、20歳未満は5年 ◇ ①4桁の数字と②6～16桁の英数字の暗証番号設定 </div>

個人番号カードはマイナンバーが記載された顔写真付のカードです。このカードはマイナンバーに関係する手続で利用できるほか、身分証明書として広く活用できます。また、ICチップが付いており、税の電子申請などが行える電子証明書も標準的に搭載されます。市区町村によっては、図書館利用証や印鑑登録証などとしての利用や、コンビニで住民票の写しなどの証明書の交付も可能になります。

個人番号カードの取得には申請が必要です。通知カードの入った封筒に同封されている個人番号カード交付申請書に顔写真を貼って返信する方法や、パソコンやスマートフォンで、オンラインで申請する方法があります。当初の発行手数料は無料です。個人番号カードを申請すると、カードの交付準備ができたことを知らせるはがきが届きます。市区町村の窓口へ、市区町村から届くはがきのほか、通知カードと、身体障害者手帳などの本人確認書類の3つの書類を持って受け取りに行ってください。

ICチップに記録されるのは、券面に記載された氏名、住所、個人番号などに限られ、所得などプライバシー性の高い個人情報には記録されません。仮に個人番号カードを紛失した場合には、コールセンターに電話すれば、ICチップの機能を一時停止することができます。